

## 資料 2

令和8年度に向けた基幹相談支援センターのあり方について

### 1. 相談支援部会での議論（令和7年4～5月）

基幹相談支援センターの役割について、意見交換を行った。

### 2. 議論を通じて得られた気づき・確認事項

- ・基幹相談支援センター役割上、立ち上げ当初から全てを担うことは現実的ではない。
- ・それだけ地域からの期待が大きく重要な役割が求められている。
- ・立ち上げにあたっては、全ての役割を同時に担うのではなく、まずは体制構築、人材支援、協議会連携を中心に始め、段階的に機能拡充していく「スマールスタート」の方針のお声があった。

例：初年度（1年目）目標：

- ・地域の社会資源（施設等）の空き状況や特徴をリアルタイムで把握する体制構築。

2年目以降の展望：

- ・障害福祉に限らず、地域のインフォーマル資源（例：ボランティア団体、民間支援グループなど）も含めた幅広い情報の収集・提供を目指す。など

### 3. 国が示す地域の実情に基づくセンター機能

(1)障害者相談支援事業・成年後見制度利用支援事業

(2)身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 49 条第1項に基づく相談等の業務

(3)地域における相談支援に従事する者に対し、相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務

(4)協議会に係る関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

### 4. 今後の方針

8年度のセンター立ち上げ時は、「総合的・専門的な相談支援の実施」を中心িসスマールスタートで運営することを目指したい。

センター設置時期：令和9年3月末まで

センター運営方法：委託事業

以上